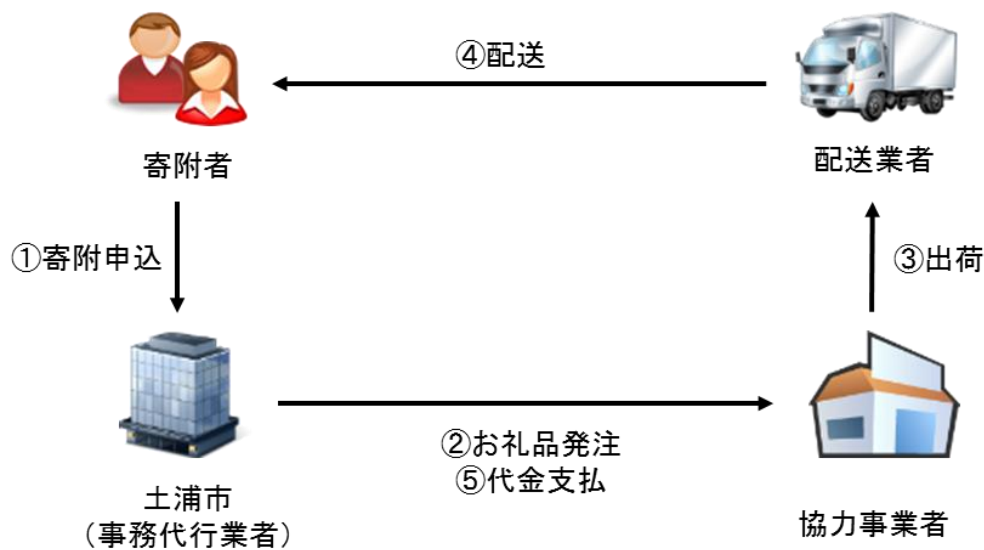


「ふるさと土浦応援寄付金」協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による本市への応援寄付促進と本市の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた市外の方へ贈呈する特産品やサービス（以下、「謝礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

2 事業の流れ



3 協力事業者の要件

次の要件に全て該当すること。

- (1) 市内に事業所を有する法人その他の団体及び個人
ただし、4の(3)のクーポン券等の取扱業者はこの限りでない。
- (2) 申込時に市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 募集する謝礼品

次の要件のいずれかに該当すること。なお、原則として出荷後、飲食物の場合は5日以上消費期限が、クーポン券等の場合は2か月以上の利用期限が保証されること。

ただし、要件に該当しても、謝礼品が適当でないと認めた場合は、選定されない場合があります。

- (1) 農水産物等
市内で生産されたもの

(2) 加工品・製造品等

市内で加工・製造されたもの。または、市内で生産された農水産物等を原料に、市外の業者が加工・製造したもので、本市をPRしていると認められるもの。

(3) 宿泊・観光サービス

市内に所在する宿泊・観光施設等のクーポン券等

(4) その他

本市をPRしていると認められるもの。または、市長が特に認めたもの。

5 謝礼品の価格

寄附金額	市負担額
1,000 円以上	寄附金額の 30% + 送料

※5万円相当を超える謝礼品を応募する場合は、別途、市と協議するものとします。

6 協力事業者のメリット

- (1) 事務代行業者の運営するサイト及び市のホームページ等に謝礼品の画像・品名、事業者名等が掲載されます。
- (2) 謝礼品発送時に、自社商品パンフレット等を同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

7 募集期間

随時

8 申込手続

- (1) 政策企画課、もしくは事務代行業者専用メールアドレス (tsuchiura-ibaraki-082031@satofull.co.jp)へ、メール件名「茨城県土浦市ふるさと納税参加希望」とし、事業者名・メールアドレス・住所・お電話番号・ご担当者様氏名をご連絡ください。
- (2) 謝礼品の内容、金額、その他条件等について、事務代行業者を通じて確認します。
- (3) 市で要件等を審査し、結果について事務代行業者より申込者へ連絡します。

9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、土浦市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、謝礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、謝礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

10 謝礼品の送付・支払いについて

謝礼品は、協力事業者から寄附者へ発送していただきます。謝礼品発送後、事務代行業者から、納品された謝礼品に対して協力事業者へ代金の支払いを行います。

11 その他

- (1) 協力事業者は、積極的に本市のPRを行うこと。
- (2) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

12 問合せ先

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

土浦市市長公室政策企画課

TEL : 029-826-1111 (内2353)

FAX : 029-822-9252

e-mail : kikaku@city.tsuchiura.lg.jp